

# 第2章

## 豊かな自然と共生し、環境にやさしいまち（環境・生活）

### 2-1 | 環境・景観の保全と創造

#### 目的と方針

内外に誇りうる環境自治体の形成に向け、「三豊市環境基本計画」等の指針に基づき、多面的な環境施策を総合的に推進します。

#### 現状と課題

地球温暖化をはじめとする地球環境問題の一層の深刻化、自然の減少や水質汚濁等の身近な環境問題の発生、そして東日本大震災の発生に伴う原子力事故の発生等を背景に、地球規模で環境保全の重要性が叫ばれています。自治体としても、環境保全に向けた具体的な行動の推進が強く求められています。

本市は、北西部は瀬戸内海に面し、北東部は象頭山（琴平山）、大麻山、弥谷山などに接し、南東部は讃岐山脈の中蓮寺峰、若狭峰、猪ノ鼻峠、六地蔵峠などを境に徳島県に接する南北に広がるまちで、美しい海岸線や豊かな田園空間、緑映える森林に代表される、多彩で特色ある自然が息づいています。これらの優れた自然環境・景観は、本市の最大の財産であり、未来へと引き継いでいくことが求められています。

本市ではこれまで、新たなエネルギーの導入に向け、平成18年度に「三豊市地域新エネルギー・ビジョン」を策定したほか、地球環境保全をも視野に入れた環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成19年度に「三豊市環境基本計画」を策定し、環境保全にかかわる各種施策を推進してきました。

今後とも、これらの計画に基づき、自然環境・景観の保全をはじめ、あらゆる環境問題への対応を市民・事業所・行政の三者の協働のもとに総合的に推進し、内外に誇りうる環境自治体の形成を進めていく必要があります。

## 施策の体系

### 環境・景観の保全と創造

- 公害等の調査・監視体制の強化
- 森林の保全
- 市民主体の環境保全活動の促進
- 新エネルギー導入への取り組み
- 美しい河川環境の保全
- ペットの適正飼育の促進

## 主要施策

### 2-1-1 公害等の調査・監視体制の強化

水質汚濁・大気汚染・騒音・振動・悪臭などはもとより、アスベスト<sup>※10</sup>などの環境汚染物質に対しても速やかに対応できるよう、関係機関との連携のもとに調査・監視体制の強化を図ります。

### 2-1-2 森林の保全

地球温暖化の防止や水源のかん養をはじめとする森林の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、林道の維持・管理や計画的な森林整備を行います。

### 2-1-3 市民主体の環境保全活動の促進

重点施策

広報・啓発活動を充実し、環境保全意識の高揚を図りながら、地域における環境美化運動はもとより、自然保護運動や省エネルギー運動、水質浄化運動など、市民や事業者の主体的な環境保全活動を促進します。

※10 アスベスト…石綿。肺の中に入ると肺がん、悪性中皮腫等を引き起こす恐れがある



## 2-1-4 新エネルギー導入への取り組み

太陽光発電や廃棄物のエネルギー利用など、環境負荷の少ない新エネルギーの導入に向けた取り組みを進めます。

## 2-1-5 美しい河川環境の保全

川の自然環境保全を望む市民ニーズを踏まえ、市内を流れる2級河川（6水系41河川）の整備を県に働きかけていくとともに、市が管理する準用河川（66河川）と普通河川については、計画的かつ自然環境に配慮した工法を検討して美しい河川環境の保全を図ります。

## 2-1-6 ペットの適正飼育の促進

ペットの適正な飼育に関する啓発活動を行うと同時に、野犬等による事故防止を図ります。特に犬を飼育する場合には、狂犬病の発生及びまん延を未然に防止し、撲滅するため、狂犬病の危険性を十分に周知し、飼い犬の登録と年1回の予防注射の徹底を図ります。

### まちづくり指標

指標項目	単位	平成24年度 (現況数値)	平成30年度 (目標数値)
太陽光発電導入世帯数	世帯	532	1,500
自然環境の保全に関する市民の満足度（市民アンケート調査より）	%	50.3	60.0
公害などの環境対策に関する市民の満足度（市民アンケート調査より）	%	51.0	60.0
狂犬病予防注射率	%	80.2	90.0

## 市民等に期待すること

市 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公害や環境汚染の調査・監視に参画しましょう。</li> <li>○環境保全意識を高め、環境美化運動をはじめ、環境保全運動に参画しましょう。</li> <li>○家庭における太陽光発電等の新エネルギーの導入に努めましょう。</li> <li>○ペットの適正な飼育に努めましょう。</li> </ul>
地域組織・市民団体・事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域や団体は、公害や環境汚染の調査・監視を行いましょう。</li> <li>○事業者は、公害や環境汚染が発生しない事業活動を行いましょう。</li> <li>○地域や団体は、環境保全意識を高め、環境美化運動をはじめ、環境保全運動を行いましょう。</li> </ul>



## 2-2 | 循環型社会の形成

### 目的と方針

廃棄物を資源として循環させる新たな社会づくりに向け、廃棄物の適正処理・循環体制の充実を図るとともに、市一体となった3R運動<sup>※11</sup>を促進します。

### 現状と課題

これまでの大量生産・大量消費型の社会・経済活動は、私たちに物質的な豊かさや利便性をもたらす一方で、資源やエネルギーを消費し、地球環境問題をはじめ、様々な環境問題を引き起こしています。とりわけ、廃棄物に関する問題は、大量の廃棄物の排出、最終処分場の残余容量のひっ迫、後を絶たない不法投棄など、私たちにとって身近で、しかも大きな課題となっています。

本市の一般廃棄物処理施設として、三觀広域行政組合クリーンセンターで処理していましたが、平成25年3月末で閉鎖し、現在は民間施設において最終処分を行っています。今後は「ごみはすべて資源である」との方針のもと、民設民営によってトンネルコンポスト施設を整備し、燃えるごみの固形燃料化を進めていく予定です。現在は段ボールコンポストによる生ごみの堆肥化や、使用しなくなった家庭用小型家電の回収・リサイクルを進めています。

今後は循環型社会の形成に向け、総合的な一般廃棄物処理方法の検討が必要です。また、市内のごみ収集については、平成20年10月から「新分別収集」を全市で実施していますが、さらなるごみの減量化及び資源化を推進するとともに、市内における未利用バイオマス<sup>※12</sup>資源等を活用した地域づくり（平成25年6月にバイオマス産業都市として認定）についても推進していく必要があります。

また本市では、平成26年度より高瀬・三野・豊中・詫間・仁尾地区のし尿及び浄化槽汚泥の処理を瀬戸グリーンセンターに処理委託を行います。また、脱水汚泥のコンポスト（肥料）化処理は、隣接するかがわコンポスト事業所に処理委託し、肥料として販売し農地等に還元しています。

今後は、し尿処理の広域化に伴い収集・運搬にかかる時間や距離が増加し、収集・運搬コストの増加が懸念されることから、収集・運搬方法の効率化を図る必要があります。

※11 3R…リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生使用）

※12 バイオマス…木材・生ごみ・家畜排せつ物などの化石燃料を除いた再生可能な生物由来の有機エネルギー



## 施策の体系

### 循環型社会の形成

- バイオマス資源化センター（仮称）の整備促進
- 3R運動の促進
- バイオマス産業都市構想の推進
- ごみの不法投棄対策の推進
- し尿・浄化槽汚泥処理体制の充実

## 主要施策

### 2-2-1 バイオマス資源化センター（仮称）の整備促進

次期ごみ処理施設として、家庭系一般廃棄物等を資源化する施設の整備（民間事業者による）を促進します。

### 2-2-2 3R運動の促進

重点施策

広報・啓発活動を充実し、市民や事業者の意識の高揚を図りながら、段ボールコンポストによるごみの発生抑制や18分別の徹底によるごみの資源化、使用済み小型家電の回収・リサイクルをはじめ、市をあげた3R運動を促進し、環境負荷の少ない循環型社会の形成をめざします。

### 2-2-3 バイオマス産業都市構想の推進

重点施策

荒廃化した竹林材や生ごみなどの未利用バイオマスを資源として活用することにより「資源が循環し、持続的に発展する地域社会」を実現させるため、バイオマス産業都市構想を推進します。



## 2-2-4 ごみの不法投棄対策の推進

広報・啓発活動の充実や市民との協働による監視体制の強化を図り、ごみの不法投棄の未然防止及び適正処理に努めます。

## 2-2-5 し尿・浄化槽汚泥処理体制の充実

経費の削減と効率的な処理の実施に向け、中讃広域事務組合の瀬戸グリーンセンター及びかがわコンポスト事業所へのし尿及び浄化槽汚泥の処理委託を行います。

### まちづくり指標

指標項目	単位	平成24年度 (現況数値)	平成30年度 (目標数値)
ごみ焼却処理量	t	8,147	100
リサイクル率	%	22.1	48.0
ごみの適正処理・リサイクルの促進に関する市民の満足度(市民アンケート調査より)	%	63.8	80.0
3R運動をしている市民の割合(市民アンケート調査より)	%	78.4	90.0

### 市民等に期待すること

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ごみ出しのルールを守り、分別を徹底しましょう。</li> <li>○ごみの減量化・資源化に関する意識を高め、3R運動を行いましょう。</li> <li>○ごみの不法投棄の監視に参画しましょう。</li> </ul>
地域組織・市民団体・事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域や団体、事業者は、ごみの減量化・資源化に関する意識を高め、3R運動を行いましょう。</li> <li>○地域や団体、事業者は、それぞれの立場でバイオマス産業都市構想の推進に協力しましょう。</li> <li>○地域や団体は、ごみの不法投棄の監視を行いましょう。</li> </ul>

## 2-3 | 上水道の安定供給

### 目的と方針

安全・安心な水道水を安定的に供給するため、水道施設の耐震化や老朽管の更新をはじめ、給水体制の充実を図ります。

### 現状と課題

水道は、健康で快適な住民生活に欠くことのできない重要な社会基盤です。

平成23年度における本市の水道普及率は98.9%で、県の平均普及率と同じであり、これは国の平均を1.4%上回っています。

しかし、給水人口は、過去5年の間におよそ2,700人減少しており、今後もほぼ同様の傾向が予想されています。

一方、本市では配水量の約7割を県営水道に依存していることから、早明浦ダムの貯水率に大きく影響されています。渇水時における対策としては、香川用水調整池の運用が開始されていますが、より安定した水の供給や緊急時の生活水を確保するために自己水源の確保が求められています。

今後の重要な課題としては、少子高齢化による人口の減少傾向、省エネルギー化に伴う節水型機器の性能の向上と普及を背景とした水道使用量の減少による水道料金収入の減少があげられるほか、昭和40年代に建設した施設の更新時期の到来への対応や施設の耐震化対策も必要となっています。

水道は、市民生活や産業活動に欠くことのできないライフライン<sup>※13</sup>であることから、効率的な管理・運営体制の整備や災害に強い施設の整備・更新など、市民に信頼され安心して利用してもらえる給水体制の確立が求められています。

※13 ライフライン…電気、ガス、水道、道路・交通網などの生活に不可欠な設備や供給路



## 施策の体系

### 上水道の 安定供給

- 水道施設の耐震化
- 老朽管の更新
- 監視システムの整備検討
- 有収率の向上
- 水源の確保

## 主要施策

### 2-3-1 水道施設の耐震化

耐震診断の結果に基づき、基幹施設の耐震化工事を実施していくとともに、耐震診断を実施できていない施設についても、順次、耐震診断を実施し、耐震性の把握を行います。

### 2-3-2 老朽管の更新

耐震性に劣り、漏水の原因になっている塩化ビニール管のうち、漏水多発路線や重要路線などを中心に耐震性に優れたダクタイル鋳鉄管などに更新していきます。

### 2-3-3 監視システムの整備検討

7地区の主要施設の監視を一元管理できるよう、監視システムの整備について検討していきます。

### 2-3-4 有収率の向上

突発的な漏水防止対策として、漏水調査・修繕及び老朽管更新事業を実施し、安定給水と有収率の向上に努めます。

## 2-3-5 水源の確保

県営水道からの円滑な受水に努めるとともに、既存水源の活用と新規水源調査を行います。

### まちづくり指標

指標項目	単位	平成24年度 (現況数値)	平成30年度 (目標数値)
水道管の耐震管延長 (Φ75以上)	耐震管延長m 全延長m	97,737 624,491	122,700 634,500
上水道有収率	%	91.4	92.0



## 2-4 | 生活排水の適正処理

### 目的と方針

川や海の水質保全と美しく快適な居住環境づくりに向け、浄化槽の普及促進及び集落排水施設の利用促進等に努めます。

### 現状と課題

河川・海域等の公共用水域の水質汚濁を防止し、美しく快適な居住環境を確保するため、全国的に下水道等の整備が大きな課題となっています。

しかし、本市では農業集落排水施設が5施設、漁業集落排水施設が1施設整備されていますが、その他の地域において下水道は整備されていません。今後も厳しい財政事情のもと、下水道事業に着手できる見通しが立たないことから、浄化槽及び既設の農業・漁業集落排水施設により生活排水の処理を実施することとなります。

今日、浄化槽が公共下水道と同程度の処理機能を持つとされており、短期間に、また比較的安価に施工できる特徴があることから、市街地区域が少なく、家屋が散在する本市にとって、浄化槽による処理方法が最適としてとらえています。

今後は浄化槽の普及率の向上と併せて農業・漁業集落排水施設区域内の接続率の向上を図る必要があります。

また、住宅密集地からの雨水・生活排水を処理する施設である都市下水路についても、清掃業務等の適正な維持管理を行う必要があります。

### 施策の体系

#### 生活排水の適正処理

- 浄化槽の普及促進
- 浄化槽の適切な維持管理の促進
- 農業・漁業集落排水施設の利用促進
- 都市下水路の適正な維持管理

## 主要施策

**2-4-1 淨化槽の普及促進**

生活排水による公共用海域の水質汚濁を防止するため、工事費の一部を補助し、浄化槽の普及を促進します。

**2-4-2 淨化槽の適切な維持管理の促進**

関係団体等と連携して啓発活動を行い、浄化槽設置後の清掃・点検など適正な維持管理を促進し、浄化槽の機能を十分に発揮させ、周辺環境の汚染の防止に努めます。

**2-4-3 農業・漁業集落排水施設の利用促進**

農業・漁業集落排水施設が設置されている地域において、施設の適正管理に努めるとともに、未接続者の施設への接続を促進し、施設の有効利用を図ります。

**2-4-4 都市下水路の適正な維持管理**

住宅密集地における生活排水の水質環境保全のため、都市下水路と排水機場施設の適正な維持管理を行います。

## まちづくり指標

指標項目	単位	平成24年度 (現況数値)	平成30年度 (目標数値)
浄化槽整備人口普及率	%	41.0	53.0
農業・漁業集落排水施設接続率	%	78.5	82.0
生活排水の適正処理に関する市民の満足度（市民アンケート調査より）	%	63.8	70.0



## 市民等に期待すること

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○水環境保全に関する意識を高め、浄化槽の設置及び単独槽からの転換に努めましょう。</li> <li>○浄化槽の清掃・点検など適正な維持管理に努めましょう。</li> <li>○集落排水施設への接続に努めましょう。</li> </ul>
地域組織・市民団体・事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域や団体は、行政と連携し、市民への啓発活動等を行い、浄化槽の設置及び単独槽からの転換や適正な維持管理、集落排水施設への接続を促しましょう。</li> </ul>



## 2-5 | 公園・緑地の整備

### 目的と方針

市民の交流・いこいの場の確保や地域の活性化、防災機能の向上、緑あふれる環境づくりに向け、公園・緑地の改修及び緑化を推進します。

### 現状と課題

公園・緑地は、良好な都市環境の維持・改善はもとより、地域住民の交流・いこいの場の確保、地域の活性化、さらには地震などの災害時における避難の場の確保など、様々な役割を持つ重要な施設です。

本市は、豊かな自然を生かした自然活用型の公園をはじめ、日常生活に身近な交流の場、いこいの場、子どもの遊び場としての公園を多数有しています。

また、都市公園は11箇所あり、健康・レクリエーション空間、市民の精神的充足の場となっています。

今後は、災害時の避難・応急対策の拠点の確保、快適で安全・安心な公園づくりといった視点を重視しながら、公園・緑地の計画的な改修や市民等との協働による管理体制の充実を進めていく必要があります。

また、緑あふれる環境づくりに向け、市一体となった緑化活動を推進していく必要があります。

### 施策の体系

#### 公園・緑地の整備

- 公園・緑地の改修
- 公園・緑地の管理体制の充実
- 緑化活動の推進



## 主要施策

### 2-5-1 公園・緑地の改修

安全性の確保と利用率の向上、防災機能の向上等を見据え、老朽化した既存公園施設・設備の点検・改修を計画的に進めます。

### 2-5-2 公園・緑地の管理体制の充実

市民や関係機関・団体との協働による公園・緑地などの維持・管理体制の充実を図り、それぞれが持つ特色を生かした有効活用を図ります。

### 2-5-3 緑化活動の推進

フラワーセンターによる育苗の取り組みや観光関連施策との連携のもと、公共施設の緑化を図るとともに、市民の自主的な緑化運動、花づくり運動を促進し、花と緑あふれるまちづくりを進めます。

## まちづくり指標

指標項目	単 位	平成24年度 (現況数値)	平成30年度 (目標数値)
公園や広場の整備に関する市民の満足度（市民アンケート調査より）	%	53.9	60.0
緑化の推進に関する市民の満足度（市民アンケート調査より）	%	63.3	70.0
地元の公園の維持管理に参加している市民の割合（市民アンケート調査より）	%	45.9	50.0
緑化活動をしている市民の割合（市民アンケート調査より）	%	39.0	50.0

## 市民等に期待すること

市 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公園や緑地の維持管理活動に参画しましょう。</li> <li>○緑化意識を高め、自主的な緑化運動、花づくり運動に参画しましょう。</li> </ul>
地域組織・ 市民団体・ 事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域や団体は、公園や緑地の維持管理活動を行いましょう。</li> <li>○地域や団体、事業者は、緑化意識を高め、自主的な緑化運動、花づくり運動を行いましょう。</li> </ul>



## 2-6 | 墓地・斎場の整備

### 目的と方針

市民ニーズを勘案し、新たな火葬場の整備を進めるとともに、墓地の供給及び適正な維持管理に努めます。

### 現状と課題

斎場は、社会生活において必要不可欠な都市施設であり、遺族や関係者にやすらぎを与える尊厳のある施設であることが望まれています。

本市の火葬場は、市域の住民が利用する火葬施設として、4施設が稼動しています。これらの施設は、昭和52年度に建設した火葬場が2施設（豊中斎場・山本財田斎場）、昭和57年度に建設した火葬場が1施設（七宝斎苑）、平成12年度に改築した火葬場が1施設（高瀬火葬場）で、建築後30年から35年近い期間が経過している施設があります。

こうしたことから、施設の老朽化や火葬炉に関する維持管理の問題、さらには将来見込まれる火葬需要への対応不足といった多くの問題を抱えている状況です。

これらの課題解決のため、平成23年度に「三豊市火葬場基本方針」を作成し、北部地域に1施設、南部地域に1施設の合計2施設の火葬場整備を進めることとしており、南部地域の火葬場については、平成24年度に基本設計、平成25年度に実施設計に取り組み、平成27年11月に供用開始予定となっています。北部地域については、地元交渉中です。

また、本市の市営墓地は詫間中央霊園と久保谷霊園の2施設があり、墓地の確保が困難な市民に対して納骨できる墓所用地を提供しています。今後、これらの霊園をさらに有効活用し、適正な維持管理をしていくことが必要です。

なお、久保谷霊園については、平成24年度で全区画の使用者が決定し、詫間中央霊園のみ墓所用地の提供ができる状況となっています。

## 施策の体系

### 墓地・斎場の整備

● 斎場の整備・維持管理

● 墓地の供給・維持管理

## 主要施策

### 2-6-1 斎場の整備・維持管理

南部地域の火葬場については、施設整備を計画的に進めていくとともに、整備後の適切な維持管理体制の確立を図ります。北部地域の火葬場については、引き続き地元協議を行っていきます。

### 2-6-2 墓地の供給・維持管理

市内の墓地の現状や市民ニーズを勘案し、詫間中央霊園における墓地供給に取り組んでいくとともに、両霊園の適正な維持管理に努めます。

## まちづくり指標

指標項目	単位	平成24年度 (現況数値)	平成30年度 (目標数値)
斎場の整備・管理に関する市民の満足度（市民アンケート調査より）	%	64.9	70.0
墓地の整備・管理に関する市民の満足度（市民アンケート調査より）	%	68.6	70.0



## 2-7 | 土地の有効利用

### 目的と方針

住みたい、住んでみたい、選ばれる地“三豊”をめざし、土地利用関連法・関連計画等に基づき、計画的な土地利用を推進します。

### 現状と課題

土地は、あらゆる活動の基盤であり、限られた貴重な資源です。したがって、まちの発展のためには、土地を高度かつ有効に利用していくことが必要です。

地球規模で環境保全の重要性が叫ばれる中、本市が持つ豊かな自然環境・景観や森林の保全に努めることが大きな課題となっています。しかし一方では、便利で快適な市街地環境の整備や観光・交流基盤の整備など、定住・交流人口の増加や利便性の向上等に向けた都市的な土地利用を進めていくことも重要な課題となっています。

地域発展のために利用する土地と将来に向けて保護・保全すべきエリアとを区分し、豊かな自然環境の維持、産業・経済の振興、観光振興、市民ニーズへの対応など、総合的見地からバランスの取れた魅力ある地域形成を図るよう、計画的な取り組みを進めていく必要があります。

### 施策の体系

- 土地の有効利用
  - 計画的な土地利用の推進
  - 土地利用に関連する計画の一体的な運用

## 主要施策

## 2-7-1 計画的な土地利用の推進

国土利用計画法や都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律などの土地利用関連法に基づく各種計画の周知を図り、計画的な土地利用を推進します。

## 2-7-2 土地利用に関連する計画の一体的な運用

本市の土地利用の現状はもとより、社会・経済情勢の変化や市民ニーズの動向等を勘案し、「三豊市都市計画マスターplan」や「三豊市農業振興地域整備計画」、「三豊市土地利用計画」などの土地利用に関連する計画の一体的な運用を図ります。

## まちづくり指標

指標項目	単位	平成24年度 (現況数値)	平成30年度 (目標数値)
土地の有効利用に関する市民の満足度（市民アンケート調査より）	%	40.7	50.0

## 市民等に期待すること

市民	○土地は限られた地域資源であることを意識し、総合的な視点から有効な土地利用に努めましょう。
地域組織・市民団体・事業者等	○土地利用関連法・関連計画等に基づき、総合的な視点から適正かつ有効な土地利用を行いましょう。



## 2-8 | 住宅対策の推進

### 目的と方針

生活の安定と社会福祉の増進、快適・安全・安心な住まいづくりに向け、市営住宅の整備・改善を図るとともに、住宅・建築物の耐震化を促進します。

### 現状と課題

住宅は人々の生活の基盤であり、快適で安全・安心な住まいを供給することが重要な課題であるとともに、まちづくりの基本となるものです。

住宅の中でも市営住宅は、住宅に困窮する低額所得者が、低廉な家賃で賃借することにより、生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的に建設されています。本市には528戸の市営住宅が建設されており、入居者が安全で快適な暮らしができるよう維持・管理・補修を行っています。

しかし、約38%の住宅が耐用年数を超えており、中には建築後50年以上経過した木造住宅もあります。

こうしたことから、市営住宅について、平成20年度に策定した「三豊市市営住宅ストック総合活用計画」及び平成25年度に策定した「三豊市市営住宅長寿命化計画」に基づき、中長期的な視点から整備・改善を進めていく必要があります。

また、南海地震等の大規模地震の発生が予想される中、本市では、平成23年度に策定した「三豊市耐震改修促進計画」に基づき、住宅・建築物の耐震化に関する支援を行っていますが、人的・経済的被害を軽減するため、今後とも継続して支援していく必要があります。

■建築年度別市営住宅の状況 (単位:戸)

建築年度	市営住宅戸数
昭和30年以前	6
昭和31年～40年	35
昭和41年～50年	197
昭和51年～60年	112
昭和60年～平成10年	136
平成11年以降	42
市営住宅 計	528

資料:市住宅課(平成25年3月31日現在)

## 施策の体系



## 主要施策

### 2-8-1 市営住宅の整備・改善

「三豊市市営住宅ストック総合活用計画」及び「三豊市市営住宅長寿命化計画」に基づき、老朽化の激しい市営住宅については、住替え・取り壊し等を推進し、災害対策やバリアフリー等を考慮に入れた建替え・統合建替えを進めます。また、市民ニーズの動向や施設の適正管理・健全運営、財政状況等を総合的に勘案し、中長期的視点に立った市営住宅の整備・改善を推進します。



## 2-8-2 住宅・建築物の耐震化の促進

南海地震等の大規模地震に備え、「三豊市耐震改修促進計画」に基づき、建築物の地震に対する安全性の向上に関する周知・啓発活動を行いながら、住宅・建築物の耐震診断・耐震改修等を支援します。

### まちづくり指標

指標項目	単位	平成24年度 (現況数値)	平成30年度 (目標数値)
市営住宅バリアフリー化率	%	17.8	18.5
市営住宅老朽住宅保有率	%	38.1	36.0

## 2-9 | 道路・交通網、港湾の整備

### 目的と方針

広域的アクセスを一層向上させ、様々な分野における市の発展可能性を高めるとともに、市民の安全性・利便性の向上を図るため、道路網の計画的な整備と公共交通機関の充実、港湾の整備を図ります。

### 現状と課題

道路・交通網は、人々の交流を促進するとともに、便利な日常生活や活力ある産業活動を支える重要な社会基盤です。

本市には、北東から南西方向に高松自動車道、国道11号、377号が走り、南東部には、南北に国道32号が走っており、幹線交通軸を形成しています。

特に、高速自動車道については、さぬき豊中インターチェンジ、三豊鳥坂ハーフインターチェンジを有しており、高松、松山、高知、徳島、岡山など各方面への交通の利便性が高くなっています。

しかし、国道11号においては、豊中～観音寺間において慢性的な渋滞状況にあり、早期の4車線化が望まれてきました。そのような中、平成20年度に国道11号豊中観音寺拡幅事業が着手され、平成23年度からは市土地開発公社による代行用地取得事業を活用して、事業の進捗を図っています。

また、国道32号においても、猪ノ鼻峠付近で交通の難所が多く、猪ノ鼻トンネルを含む猪ノ鼻道路の整備が望まれてきました。現在この早期供用に向けた事業が徳島県三好市側から着手されており、平成31年度末で整備が完成すれば、安全性が高く常時通行可能な道路が確保され、井川池田インターチェンジともスムーズな連絡が図られることとなります。

県道においては、歩行者の安全確保のため、通学路である路線の歩道整備事業が計画的に進められています。

市道においても、新設道路と歩道整備の事業進捗を図るため、国や県の補助事業を活用しています。

今後も、関係機関と連携し、国道から県道、市道に至るまで、市民にとってより一層安全で便利な道路網・道路環境の整備を進めていくことが必要となっています。

一方、公共交通機関については、JR予讃線・土讃線が走り、6つの駅を有するほか、市においてコミュニティバスを運行しています。

コミュニティバスは、平成19年9月から市内全域運行を開始し、通学や通院などの手段として広く市民に利用されています。今後も、市民ニーズや利用状況に応じて路線やダイヤの



変更などの検討を行い、より多くの市民に利用されるコミュニティバスとしての運行を行う必要があります。

また、粟島、志々島の生活航路として運行されている離島航路についても、今後とも維持を図り、島民の交通手段を確保する必要があります。

さらに、本市では、県管理港湾2港及び市管理港湾6港の地方港湾の適正な維持管理・修繕を行い、港湾機能の充実を図ってきましたが、社会・経済情勢の変化等により国際貿易港である詫間港の貨物の取扱量が著しく低下しています。

今後は、各港湾の適正な維持管理・修繕を継続するとともに、社会・経済情勢の変化等を注視しながら、詫間港の利用促進について関係機関と協議を行う必要があります。

#### ■市内の道路の状況

(単位：路線、m、%)

区分	路線数	実延長	改良済		舗装済		歩道設置道路実延長
			延長	改良率	延長	舗装率	
高速自動車国道	1	10,992	10,992	100.0	10,992	100.0	—
国道 (一般国道・指定区間)	2	19,423	19,423	100.0	19,423	100.0	14,200
国道 (一般国道・指定区間外)	1	10,769	10,769	100.0	10,769	100.0	8,446
県道 (主要地方道)	8	84,600	77,897	92.1	84,600	100.0	39,359
県道 (一般県道・専用)	1	2,967	2,967	100.0	2,967	100.0	—
県道 (一般県道・専用外)	20	108,111	93,903	86.9	108,111	100.0	34,485
市道	2,531	1,058,830	521,072	49.2	949,242	89.7	38,265

資料：香川県道路現況表（平成24年4月1日現在）

## 施策の体系

### 道路・交通網、 港湾の整備

- 国・県道の整備促進
- 市道の整備
- 環境と人にやさしい道路空間づくり
- コミュニティバスの充実
- 離島航路の維持
- 港湾施設の維持管理
- 託間港の利用促進

## 主要施策

### 2-9-1 国・県道の整備促進

本市の主要幹線として、国道11号の4車線化や国道32号猪ノ鼻道路の早期完成をはじめ、国・県道の整備を関係機関に働きかけていきます。

### 2-9-2 市道の整備

国・県道との連携や役割分担、市内地域間の連携強化等に配慮しながら、幹線市道から身近な生活道路に至るまで、市道網の整備を計画的かつ効率的に推進するとともに、市民との協働のもと、適正管理と維持補修に努めます。また、「三豊市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、橋梁の維持管理・修繕を行います。

### 2-9-3 環境と人にやさしい道路空間づくり

道路整備にあたっては、災害時への対応、高齢者や障がい者等の利便性・安全性を向上させるバリアフリー化、環境・景観の保全と創造などに配慮した、環境と人にやさしいうるおいのある道づくりを進めます。



## 2-9-4 コミュニティバスの充実

コミュニティバスについて、市民の日常生活に欠かせない身近な交通手段として、市民ニーズや利用状況に応じた路線やダイヤの変更などの検討を行い、利便性向上に努めます。

## 2-9-5 離島航路の維持

粟島、志々島地域の市民の生活航路である離島航路の維持を図り、島民及び来訪者の交通の利便性向上に努めます。

## 2-9-6 港湾施設の維持管理

各港湾施設の維持管理及び高潮対策や老朽化等に伴う改良を計画的かつ効率的に実施します。

## 2-9-7 詫間港の利用促進

詫間港について、関係機関と協議を行い、利用促進に努めます。

### まちづくり指標

指標項目	単位	平成24年度 (現況数値)	平成30年度 (目標数値)
市道改良済延長	m	521,072	525,572
市道における歩道設置延長	m	38,265	42,765
コミュニティバス年間乗車人数	人	324,994	360,000
離島航路年間旅客運送人数	人	78,993	70,000
港湾整備率	%	64.6	66.4

## 市民等に期待すること

市 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○道路の破損状況などについて情報を提供しましょう。</li> <li>○身近な道路の維持管理・補修や沿道環境・景観の保全などに協力しましょう。</li> <li>○コミュニティバスや離島航路の利用頻度を高めましょう。</li> </ul>
地域組織・ 市民団体・ 事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域や団体は、道路の破損状況などについて情報を提供しましょう。</li> <li>○地域や団体、事業者は、身近な道路の維持管理・補修や沿道環境・景観の保全などに協力しましょう。</li> </ul>



## 2-10| 情報化の推進

### 目的と方針

市民生活の質的向上と市全体の活性化に向け、市内全域に整備された光ファイバ網を利活用し、多様な分野における情報化を一層推進します。

### 現状と課題

インターネットの普及等により、情報通信環境が飛躍的に向上し、誰もがネットワークに簡単につながり、様々な情報を瞬時に受発信できる環境が実現しています。

本市では、これまで懸案事項であった各地域間の情報通信格差の是正に向け、関係機関や通信事業者等との連携のもと、情報通信基盤の整備に取り組んできました。

平成25年度末には、市内全域に光ファイバ網が整備され、市民誰もが高速・大容量のインターネットを利用できる環境が実現しました。

今後、情報化は、自治体経営や地域活性化の社会基盤として、これまで以上に大きな役割を果たすことが予想されます。

このため、高齢者や障がい者を含め、誰もが支障なく利用できる情報環境づくりに留意しながら、光ファイバ網を利活用した多様な分野における情報サービスの調査・研究及び提供に努め、市民生活の質的向上と市全体の活性化を進めていく必要があります。

### 施策の体系

#### 情報化の推進

- 誰もが支障なく利用できる情報環境づくり
- 多様な分野における情報化の推進

## 主要施策

## 2-10-1 誰もが支障なく利用できる情報環境づくり

高齢者や障がい者を含め、誰もが支障なく情報環境を利用することができるよう、通信事業者との連携のもと、光ファイバ網の利用を促進するとともに、市民への情報化に関する学習機会の提供やサポート体制の充実を図ります。

## 2-10-2 多様な分野における情報化の推進

整備された光ファイバ網を活用し、防災・防犯や保健・医療・福祉、教育・文化など多様な分野における情報サービスの提供について調査・研究し、その実現化に努めます。

## まちづくり指標

指標項目	単位	平成24年度 (現況数値)	平成30年度 (目標数値)
超高速ブロードバンドカバー率	%	56.8	100.0

## 市民等に期待すること

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○光ファイバ網を利用しましょう。</li> <li>○情報環境を上手に活用するため、必要な知識や技能を習得しましょう。</li> </ul>
地域組織・市民団体・事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域や団体、事業者は、光ファイバ網を利用しましょう。</li> <li>○通信事業者は、光ファイバ網の利用促進及び多様な分野における情報サービスの提供に協力しましょう。</li> </ul>

